

高圧ガス移動監視者講習テキスト(第2次改訂版)
法改正に対応した修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「高圧ガス移動監視者講習テキスト (第2次改訂版)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

章・節・項	頁・行	新	旧
2.1.1 法令上の定義	p. 12 3～6 行目	「一般則第2条第1項第1号に掲名された39種類のガスおよび <u>その他のガス</u> であって <u>次の1) または2) に該当するもの(フルオロオレフィン1234yf及びフルオロオレフィン1234zeを除く。)</u> 1) 爆発限界(空气中)の下限が10%以下のもの、または 2) 爆発限界(空气中)の上限と下限の差が20%以上のものを可燃性ガスと定義している。」	「一般則第2条第1項第1号に規定された39種類のガスおよび ○爆発限界(空气中)の下限が10%以下のもの、または ○爆発限界(空气中)の上限と下限の差が20%以上のものを可燃性ガスと定義している。」
	p. 12 8～10 行目	「一般則第2条第1項第2号に掲名された33種類のガスおよび <u>その他のガス</u> であって ○ <u>毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物を毒性ガスと定義している。</u> 」	「一般則第2条第1項第2号に規定された33種類のガスおよび ○ <u>じょ限量が200ppm(0.02%)以下のものを毒性ガスと定義している。</u> 」
	p. 12 10～13 行目	(削除)	「 <u>じょ限量は空气中の許容濃度(その濃度以下の雰囲気の中であれば長い期間にわたって仕事・・・参考として用いている。)</u> 」
	p. 12 18～19 行目	「前述の他にガスの性状などにより、法令上で特定の用語が使われるものがあり、例えば特定高圧ガス、特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、不活性ガス、 <u>特定不活性ガス</u> という用語がある。」	「前述の他にガスの性状などにより、法令上で特定の用語が使われるものがあり、例えば特定高圧ガス、特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、不活性ガス、という用語がある。」
	p. 13 1 行目	「らに加えて窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性 <u>ガス</u> を除く。)まで含まれる。」	「らに加えて窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(可燃性 <u>のもの</u> を除く)まで含まれる。」

章・節・項	頁・行	新	旧
2. 1. 1 法令上の定義	p. 13 2行目	ホ. <u>特定不活性ガス</u> 不活性ガスのうち、次に掲げるもの フルオロオレフィン 1234 yf、フルオロオレフィン 1234 ze、 フルオロカーボン 32	(新設)
2. 3 毒性	p. 16 5～7行目	「例えばアンモニアの爆発下限界は 15 vol%であるが、 <u>健康影響の指標である許容濃度は 25 ppm (0.0025 %) であり、</u> 」	「例えばアンモニアの爆発下限界は 15 vol%であるが、 <u>毒性のじょ限量(許容濃度)は 25 ppm (0.0025 %) であり、</u> 」
	p. 16 8～11行目	「ただ、許容濃度というのは、その濃度以下の雰囲気の中であれば長い時間にわたって仕事をしても(1日8時間・・・従事する場合)健康に障害を及ぼさないと考えられる濃度であり、 <u>ACGIH(米国の政府と産業界の産業衛生専門家の学術団体の略称)が定めた許容濃度の値(TLV-TWAの表として随時公表される。)を参考に毒性ガスの警報設定値を定めている。なお、事故が起きたときのように、比較的短時間曝露されたときに危ないとされる濃度には別の目安が使われる。</u> 」	「ただ、許容濃度というのは、その濃度以下の雰囲気の中であれば長い時間にわたって仕事をしても(1日8時間・・・従事する場合)健康に障害を及ぼさないと考えられる濃度であり、事故が起きたときのように、比較的短時間曝露されたときに危ないとされる濃度には別の目安が使われる。」
第3章 高圧ガス 各論	p. 26 人体に 対する影響	「許容濃度*」 以下 p. 28、p. 29、p. 32、p. 33、p. 38、p. 39、p. 40、p. 41、 p. 42、p. 43、p. 44 も同様	「じょ限量(許容濃度)*」
	p. 26 脚注	「* ACGIH TLV-TWA のこと。ACGIH により勧告されたしきい限度値のことで、時間加重平均値である。」 以降本章の <u>許容濃度</u> はこの値である。	「* ACGIH TLV-TWA のこと。ACGIH により勧告されたしきい限度値のことで、時間加重平均値である。」 以降本章の <u>じょ限量</u> はこの値である。」
6. 3. 1 車両に 固定した容 器による基 準	p. 75 13行目	「十四 <u>可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは</u> 」	「十四 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは」

章・節・項	頁・行	新	旧									
6.3.1 車両に固定した容器による基準	p. 75 22～23 行目	「(一般則例示基準 73. 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等)」	「(一般則例示基準 73. 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の移動時に携行する消火設備並びに資材等)」									
	p. 75 24～25 行目	「可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材等及び工具等は、」	「可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材等及び工具等は、」									
	p. 76 上表	<table border="1"> <tr> <td>特定不活性ガス</td> <td rowspan="3">粉末消火器</td> <td rowspan="3">B-8 以上</td> </tr> <tr> <td>酸素</td> </tr> <tr> <td>三フッ化窒素</td> </tr> </table>	特定不活性ガス	粉末消火器	B-8 以上	酸素	三フッ化窒素	<table border="1"> <tr> <td>酸素</td> <td rowspan="2">粉末消火器</td> <td rowspan="2">B-8 以上</td> </tr> <tr> <td>三フッ化窒素</td> </tr> </table>	酸素	粉末消火器	B-8 以上	三フッ化窒素
	特定不活性ガス	粉末消火器	B-8 以上									
	酸素											
三フッ化窒素												
酸素	粉末消火器	B-8 以上										
三フッ化窒素												
p. 82 12 行目	「二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、」	「二十一 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、」										
6.3.2 その他の移動	p. 83 13 行目	「(容器の内容積が <u>25</u> リットル以下である)」	「(容器の内容積が <u>20</u> リットル以下である)」									
	p. 83 15 行目	「内容積の合計が <u>50</u> リットル以下である)」	「内容積の合計が <u>40</u> リットル以下である)」									
	p. 83 下 7 行目	「内容物が毒性ガス以外のものであって、内容積が <u>25</u> L以下で、その合計が <u>50</u> L以下の充てん容器等)」	「内容物が毒性ガス以外のものであって、内容積が <u>20</u> L以下で、その合計が <u>40</u> L以下の充てん容器等)」									
	p. 87 5 行目	「(内容積が <u>25</u> L以下で、その合計が <u>50</u> L以下)」	「(内容積が <u>20</u> L以下で、その合計が <u>40</u> L以下)」									
6.4.2 その他の移動	p. 96 15 行目	「容器の内容積が <u>25</u> リットル以下である)」	「容器の内容積が <u>20</u> リットル以下である)」									
	p. 96 16 行目	「内容積の合計が <u>50</u> リットル以下である)」	「内容積の合計が <u>40</u> リットル以下である)」									
	p. 96 18 行目	「特定の容器 (内容積が <u>25</u> L 以下で、その合計が <u>50</u> L 以下) のみの」	「特定の容器 (内容積が <u>20</u> L 以下で、その合計が <u>40</u> L 以下) のみの」									

章・節・項	頁・行	新	旧
6.4.2 その他の移動	p. 98 下 13～11 行目	「ただし、容器の内容積が <u>25</u> リットル以下である・・・内容積の合計が <u>50</u> リットル以下である場合に」	「ただし、容器の内容積が <u>20</u> リットル以下である・・・内容積の合計が <u>40</u> リットル以下である場合に」
	p. 98 下 2 行目	「ただし、第7号及び・・・容器の内容積が <u>25</u> L以下である充てん容器等のみを積載した車両であって、その合計が <u>50</u> L以下の場合は」	「ただし、第7号及び・・・容器の内容積が <u>20</u> L以下である充てん容器等のみを積載した車両であって、その合計が <u>40</u> L以下の場合は」
7.2 運行開始前の点検要領	p. 102 3 行目	「・・・ <u>毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素</u> の・・・」	「・・・ <u>毒性ガス又は酸素</u> の・・・」